

広島県告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十二年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字棚谷一七〇五の一・一七〇五の三・一七〇五の四・字深谷二二七九の一・二二七九の二・二二八〇の一・二二八四の一・二二八五の一・二二八七の一・二二八七の二・二二八八から二二九〇まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）  
、二二八〇の二、二二八四の二、二二八五の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字深谷二二八五の一・二二八六の一・二二八七の一・二二八七の三・二二九〇・二二九一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除に係る保安林の所在場所

山県郡北広島町今田字深谷二二七九の一・二二八五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）